

大坂北組惣代の盗賊方仮役中の記録について

藤 原 有 和

はじめに

関西大学図書館所蔵の「盗賊方仮役中到来物控并ニ諸進物扣」は、大坂三郷の一つである北組の惣代武林栄三郎載永^{トシヒサ}が大坂町奉行所盗賊方仮役に就いていた時期に書き留めた到来物と進物の控である。¹

本史料について、かつて石尾芳久先生はつぎのように紹介されている。

すなわち、「この文書は四ヶ所非人に関する重要な史料といつてよからう。この文書には、四ヶ所非人の長吏小頭、若キものが進物を通じて、大坂の町奉行所盗賊方と深いつながりがあったことを知らしめるものがある。非人の役負担に関する貴重な史料といつてよからう。なおこの文書には角座本、中座本、若太夫座本、筑後座本からの進物も認められ、また質屋仲間からの進物も認められるのであつて、非人の役負担が、芝居興行と同列の関心の下に盗賊方から掌握されていた事実を知ることができるのである」と述べられている。²

一 大坂三郷の惣代

江戸時代の大坂で、市政全般を掌ったのは大坂町奉行である。各(東西)町奉行の下には与力、同心、手先等の役人がいて各種の事務を分掌した。また、町政全般を掌ったのは、大坂の町々に置かれた町年寄である。その職掌は、町触の伝達、公役の徴収、訴訟の勸解、宗門改、証文の奥書加判など多種である。江戸の町年寄が世襲であったのに対して、大坂の町年寄は入札(選挙)によつて、町内の町人、準町人より選ばれた。町年寄は、事業の傍ら事務を行うことになつたため、町で雇つた町代にその事務を委任して行わせた。したがつて、大坂においては、町代が町年寄の実権を握り、父子相継いで同じ町の町代を勤めるのも稀ではなかつた。

大坂においては、町奉行と町年寄の間に惣年寄が置かれている。これは、村方における大庄屋に相当するものである。惣年寄は、御触の伝達、町年寄の任命、宗旨人別、町割、諸上納金の徴収及び上納、酒造米改、諸仲間年寄の任命などを職掌とした。

大坂の惣年寄は世襲で惣会所に出動した。惣会所は、大坂三郷の各郷(各組)に置かれていた。北組の惣会所は平野町三丁目、南組の惣会所は本町五丁目、天満組の惣会所は天満七丁目にあつた。各会所には惣代と会所守とが住んでいた。惣代は元來町々の町代と同じものであつて、最初は北組に三人、南組・天満組に各二人宛いたが、次第が増えて北組に七人、南組に六人、天満組に四人となつてゐる。

「御役記」には、三郷から各惣代に渡された扶持銀、年頭八朔の礼銀及び御役徳銀高が記されている。それによれば、北組惣代一人分の一カ年扶持銀は、銀二貫七百八十二匁四分である。さらに年頭八朔一カ年分の礼銀として郷から銀八百六十六匁六分、諸仲間からの礼銀及び御役徳銀を受取つてゐるので、年間約銀四貫目の収入があつた

ことになる。ただし、そのほかにも役得があつた（後述）。

惣代は、各郷の町々から雇用されているにもかかわらず、町奉行所の「御役」（与力・同心の下役）についてたために、「御役人」のように振舞つたことが問題とされている。たとえば、天明八年（一七八八）六月及び天保十二年（一八四二）十月には、三郷惣代は残らず東地方御役所へ呼び出され、町々から給銀をもらつている惣代という身分を弁えて、奉行所より命じられた役人と心得違ひをすることなく、權威がましきことのなきよう慎むべきであると命じられている。

二 北組惣代の武林栄三郎載永

「家督御目見一件」によれば、武林栄三郎載永トシキガは、弘化四年（一八四七）八月に北組惣代となつている。すなわち、先代の武林與三郎は、多病につきご用向きを勤めることが困難なため、従兄弟栄三郎を跡惣代役に命じるよう、森本源吾、内海甚内、田中彦五郎、小橋辰平、山香幸助、中島大蔵の六名の北組惣代と連名で、北組惣年寄に願ひ出ている。

栄三郎載永が盗賊方の「御役」についたのは、嘉永三年（一八五〇）から安政二年（一八五四）の期間である。まず嘉永三年（一八五〇）十一月十七日、盗賊方御役所（大坂町奉行所）より召し出され、「御役所御用多」につき当分仮役を申しつけられる。翌年五月二十四日仮役御免となる。ついで同年十二月朔日、再度仮役を命じられ、嘉永五年閏二月日仮役御免となる。同年五月十一日、三度目の仮役を命じられ、翌年七月十二日には定仮役を命じられた。⁽⁸⁾「御役記」によれば、安政二年（一八五四）十二月、盗賊方定助役に命じられている。定助役や定仮役につくと御役

徳銀が与えられた。

「盗賊吟味役勤方覚」によれば、寺社法会・神事の節や町中引廻し御仕置きものに出役する際などには、東組与力が立会い、同心兩人宛、惣代・若キもの、道頓堀芝居役木戸番のうち二人、長吏のうち一人、小頭のうち二人を召連れて、あばれものそのほか風躰怪しきものを見つけ次第召捕り詮議すると記されている。

惣代武林栄三郎は、盗賊方仮役或いは定仮役として、寺社法会や罪人の町中引廻しの際、盗賊方東組与力や同心、長吏手下の者とともに公務に従事したのである（後述）。

「御役記」によれば、武林栄三郎は、嘉永元年（一八四八）から安政三年（一八五六）までの間に、未済方、目安方、証文方、火事方、吟味方、盗賊方、御案内方、流人方、酒造懸りの御役に就いたことが分かる。弘化四年（一八四七）から慶応三年（一八六六）十二月に退役するまで、幕末の十九年間惣代として職務に励んだのである。

惣代が本来の惣会所における職務（町政に関する職務）ではなく、奉行所与力のもとで公務（御役）に携わったことは、惣代の歎願書のなかでも述べられているので、つぎにその関連箇所を引用する。

元来往古者御月番之御役所計り当番之者日々相詰、其余者惣会所江も罷出候儀ニ而御座候処、御用多相成、御非番江も当番相詰、猶盗賊方始、目安方・吟味方等江も出勤仕候様被仰付、其外前々者臨時御用も度々相勤、他国江も被差遣候ニ付、追年増人も被仰付候へ共、一同手明之者も無之様罷成候間、自ラ惣会所之方差支候故哉、惣年寄手元召仕候物書之者後年相増、私共者御役所而巳之勤向ニ成行候者年久敷儀ニ而自然与町々役儀之者疎速ニ相成、平日御役所ニ而者兼々被仰出候通、随分相慎、町人江対シ横柄ケ間敷義者申ニ不及、成丈ケ心を用ひ取扱居候得共、御場所柄之儀ニ付、彼方ニ而者何となく相厭ひ、惣会所詰之者与及懇話候様ニ者難相成候間（下略）すなわち、惣代が御役所への出勤を命じられることが多くなるにつれ、本来惣代が惣会所で行っていた仕事

〔町々役儀〕は、惣年寄が雇用する物書によって行われるように変更されたことが分かる。また、勤務しているのが御役所という「御場所柄」のために、惣会所詰の者と懇話することも困難になったと述べている。

三 盗賊方仮役中の到来物と諸進物

「盗賊方仮役中到来物控并ニ諸進物扣」には、武林栄三郎載永が盗賊方仮役に就任した嘉永三年（一八五〇）十一月から、定仮役中の安政二年（一八五五）の中元まで到来物と諸進物について記されている。ちょうどこのころ、嘉永六年にはペリーやブチャーチンが来航し、幕府は外交問題に苦慮していた。

到来物は、大別すると北組に属する町々からの祝儀、奉行所から下付される出役人足銀・褒美、与力・四ヶ所長吏・質屋仲間などからの中元・歳暮・年頭・八朔の到来物に分類される。

1 町奉行所

嘉永三年（一八五〇）十二月、盗賊方仮役につく褒美として、町奉行所より金五拾疋が下付されている。同月、半屋敷より罪人を引廻した際の出役人足賃銀貳匁を受取っている。

さらに、同月、老中松平和泉守が当表巡見のため着坂した際、旅館の見廻りを行った人足賃並びに支度代銀六十匁を受取り、そのうち十六匁を「若キもの」に渡している。「諸出役留」の関連記事によれば、「一右出役之節、最初武林栄三郎罷出、緒事取計候事」と記しているので、このとき人足の手配全般を行ったのは、武林栄三郎であることが分かる。¹³⁾

2 与 力

嘉永三年（一八五〇）十二月、東組与力磯矢頼母・八田五郎左衛門・丹羽定治郎の三名より歳暮祝儀として金五拾疋ずつ到来している。嘉永五年の八朔にも同じく盜賊方与力三名から同額の御褒美をもらっている。

また、嘉永四年五月二日には、与力の大森・大須賀両名から役替祝儀をもらい、進物を贈っている。

3 北組に属する町々

嘉永四年（一八五二）春には、北組に属する北浜一丁目ほか各町からほぼ銀二匁ずつ受取り、嘉永五年の八朔、嘉永六、七年の年頭・八朔にも、北組に属する町から祝儀銀を受取っている。なお、「若キ者」も祝儀銀を受取っている。

4 若キ者、長吏・長吏小頭・役木戸

嘉永三年（一八五〇）十二月、「若きもの」と八殿・松藏殿・清七殿の三名及び「手前若キもの儀助」から、玉子三十入老籠が届いている。儀助は、長吏手下ではなく、惣代武林栄左衛門の補助者と考えられるので、「若きもの」三名も、北組惣代の補助者（惣会所の若キ者）と推察される。嘉永四年にも、「若きもの」三人及び小仕中から歳暮として玉子三十入老籠が届いている。

嘉永三年の歳暮として、長吏小頭より皮花緒草履二足が届いている。嘉永五年には役木戸儀一郎・伊助から、練羊羹、大干するめが、天満長吏作次郎からは白砂糖が、天満長吏小頭からは「はじかみ」が、それぞれ中元として届いている。寒中ならびに歳暮として、天王寺長吏からは「天王寺かぶら」が、蔦田長吏・道頓堀長吏からは「干しかぶら」が、天満長吏からは「守口大根」が届いている。ほかに四ヶ所長吏から鯉節や草履も届けられている。嘉永六年、安政二年にも役木戸や天満長吏作次郎から中元が届いている。当時四ヶ所長吏は盜賊方与力のもとで、

大坂市中のみならず近国にまで捜査活動をおこなっていたので、その人的な関係は大切にされていたと思われる。

5 歌舞伎の座元

嘉永四年（一八五二）春、角座本市川亀太郎、中座本中村駒之助、若太夫座本市川国松、筑後座本片岡政太郎から銀一兩或いは銀二匁を受取っている。嘉永六年の年頭にも角座本市川亀太郎と中座本中村駒之助から銀四匁三分ずつ届いている。つぎに「諸出役留」から歌舞伎役者中村芝翫と市川蝦十郎が江戸から帰坂した折の記事を引用する。

一芝居乗込

東盜賊方

西同

御役人中様

役人

明廿二日江戸表より帰坂之歌舞伎役者とも角芝居江致乗込候旨、役木戸共申出候間、為見廻り新左衛門致出役候間、立会可被成候、同心中・惣代八ツ半時筑後芝居揃之積相達、手先之もの共ハ太左衛門橋北詰江出迎申付、其余小仕支度等も夫々手当申付置候、且乗込之方出張場之儀者御出会之上、御直談可申候、右可得御意如此御座候、以上

十一月廿一日

すなわち、惣代（盜賊方）は、役木戸から歌舞伎役者が江戸から帰阪して角座に乗り込むことを知らされると、その見廻りに出役する与力・同心とともに立会い、手先之ものに出迎えを申しつけている。

6 嘉納屋弥右衛門と江戸屋孫七

嘉納屋弥右衛門から、歳暮には高野豆腐や玉子が、中元には素麺が届いている。江戸屋孫七からも牛蒡や素麺が

届いている。

なお、嘉納屋弥右衛門は弁当方である。出役人足の弁当は、嘉納屋が担当した。

7 天満組質方など

天満組質方・北組質方・南組質方や三郷道具方・古手方からも、年頭・中元・歳暮の祝儀が届いている。

8 進物について

嘉永四年二月二十四日には、盗賊方定助役の掃役を命じられた天満組惣代の細井頭蔵から饗節五本が届けられ、武林栄三郎も進物を遣わしている。前述したように与力の役替の際にも進物を贈っている。

嘉永五年十二月に「銀六拾七匁四厘七毛」について、「御組夫々御歳暮祝儀差贈候割中嶋渡ス」と記されている。これは、北組惣代から東西両組与力・同心へ贈る歳暮について、武林栄三郎の割当て分を同僚中嶋喜久治に渡したことを意味するものと思われる。また、天満組質方の奥村治兵衛、嘉納屋弥右衛門、江戸屋孫七、「若キもの」(惣会所の若キ者)にも歳暮の祝儀を贈っている。確かに役得はあったかもしれないが、それほど手元には残らなかったかもしれない。

おわりに

江戸時代の大阪では、町が雇用した町代に町政上の職務を委任し、同じく町々から雇われた惣代に、奉行所の職務(御役)の一部を担当させた。

大坂三郷の惣代について、かつて宮本又次氏は、「これは三郷町人の勤むべき御役所用向を弁せさせるために

町々より給銀をつかわして雇い、惣会所に派遣したものであるが、後には惣会所の役人の如くなった」と指摘されているけれども、むしろ惣代が、大坂町奉行所の与力や同心が務める役職の下役―惣代はこれを「御役」と称していた―に就かされたことに注目すべきである。江戸時代の大坂三郷は、自治的自律的団体としての機能を喪失させられて、惣会所は下級行政機関として位置づけられていた。

とくに町人身分である惣代を盜賊方仮役、すなわち、公儀の御役人に準じる身分として警察機構の末端に位置づけたことは、非人身分である四ヶ所長吏に警察の仕事に携わらせたこととともに、大坂町奉行所支配の特色の一つを示していると思われる。¹⁶⁾

(1) 本史料(後掲史料1)は、大阪商業大学商業史博物館所蔵の佐古慶三教授収集文書に含まれている北組惣代武林氏が所持していた文書(後掲史料2、3、4、5)と本来は一体のものであったと考えられる。

(2) 「春原源太郎博士旧蔵古文書について」(関西大学図書館報「籙苑」第20号、一九八五年、一〇八頁)。

(3) 瀧川政次郎「日本法制史(下)」(講談社文庫、一九八五年、一〇〇頁以下)による。幸田成友「徳川時代の大阪市制」(「日本経済史研究」大岡山書店、一九二八年、六六八頁以下)、「大阪市史」第一(清文堂出版、一九七八年、三〇七頁以下)。

(4) 「初発言上候帳面写」(大坂三郷の町割・惣会所・惣年寄などの由緒を記す)には、北組惣代について、「此訳、百三拾九年以前、元和元卯年松平下総守榎御知行所之時分、北組惣代三人被仰付、其後寛永四卯年老人相加り、延宝八申年伏見惣代老人北組江被召加、元禄十七申年船惣代之内ら老人相加り、宝永六巳年老人相加り、以上七人ニ罷成候、其後老人跡目絶候ニ付、享保七寅年老人被召加、只今ニ至七人ニ而御座候」と記されている(「大阪市史」第五、清文堂出版、一九七九年、六四頁)。

(5) 後掲史料3(大阪商業大学商業史博物館所蔵)。

(6) 後掲史料2 (三郷惣代心得違愼之事請書控) (大阪商業大学商業史博物館所蔵)。「大阪市史」第二(清文堂出版、一九七八年、二八頁)、「大阪市史」第三(一九七九年、二二六四頁)。

(7) 「家督御目見一件」(大阪商業大学商業史博物館所蔵)。

(表紙)

〔弘化四未年八月〕

家督御目見一件

武林榮三郎

載水

乍恐以書付奉願上候

一私儀病氣ニ付、養生仕候得共、何分多病ニ相成、御用向難相勤候ニ付、退役之儀奉願上候、跡惣代役從兄弟榮三郎江被為

仰付被下候ハ、雖有奉存候、以上

弘化四未年八月

武林與三郎印

右之通、私共一同奉願上候、宜被仰上可被下候、以上

森本源吾印

内海甚内印

田中彦五郎印

小橋辰平印

山香幸助印

中嶋大藏印

北組
惣年寄中

八月朔日

一右之通相認メ、養父理兵衛老分中嶋大藏方江致持參、同役一統調印之儀頼入置候事

但、右願書者片折紙ニ相認メ、美濃紙ニ而相掛々、表ニ武林與三郎ト相認候事

(下略)

(8) 「盜賊方仮役中到來物控并ニ諸進物扣」による。

(9) 「大坂町奉行所旧記(下)」(「大阪市史料」第四十二輯、一九九四年、一一頁)。「諸出役留」(大阪商業大学商業史博物館所蔵)にはつぎのように記されている。

一都而寺社法会・神事并ニ引廻もの其外常々人立多キ場所又者昼夜町廻り御出役之節者、東西御立会ニ而御同心四人、惣代・

若キもの・役木戸・長吏小頭御召連、あばれもの風躰怪敷者御見逢被成次第御召連、尤御出役場所ニ而聞合、御手当もの

等有之節者手先増人をも召連

但、前々者床組頭も被召連候得當時相止ム

一定式役、木戸式人、若キもの卷人、長吏卷人、小頭式人、若キもの卷人(下略)

(10) 「御役記」より作成。

在任期間	役職	在任期間	役職
嘉永元申二月蒙ル 嘉永三戌五月御免	未済方	(嘉永元) 申十二月晦日蒙 (嘉永二) 酉二月御免	目安方当分仮役
嘉永三戌五月十三日蒙ル 同 八月四日御免	目安方定助役	(嘉永二) 酉十二月朔日蒙	右同断
同断	証文方同	(嘉永三) 戌七月廿五日蒙	火事方仮役
同断	吟味方	(嘉永三) 戌十一月十七日蒙ル (嘉永四) 亥五月廿四日御免	盗賊方仮役
同年戌八月蒙ル 丑七月御免		(嘉永四) 亥十一月朔日蒙ル (嘉永五) 子閏二月廿五日免	右同断
嘉永六丑七月蒙	盗賊方定仮役	(嘉永五) 子五月十三日蒙	右同断
安政二卯年十一月蒙ル 定仮役御免	盗賊方定助役	(嘉永五) 十一月廿二日日本役姿蒙	右同断
安政三辰年四月廿九日蒙ル	御案内方 酒造懸り	(嘉永五) 子十二月廿二日蒙ル	御案内方仮役 流人方

(11) 「慶応三丁卯十二月 武林栄左衛門載水退役いたし忝武林禄之介家督御目見一件留 武林禄之介扣」(大阪商業大学商業史博物館所蔵)。北組惣代小橋辰平は、盗賊方を二十四年余勤め、南組老分惣代矢野庄七と天満組老分惣代細井瑞助は、水帳方などの職務を五十年間勤めている(「御役記」)。

(12) 後掲史料5 「乍恐内々歎御願(控)」(大阪商業大学商業史博物館所蔵)。

(13) 「諸出役留」より関係部分を引用する。

一嘉永三戌年十一月廿日御老中松平和泉守殿当表御着坂ニ付、御旅館近辺見廻之儀御達有之ニ付、御掛合向左之通

西盗賊方

東向

御役人中

役人

松 和泉守殿来ル廿日御当着ニ付、御逗留中日々御旅館近辺見廻り之儀、当役者朝夕兩度つ、致出役候間、御立会可被成候、朝廻り者五ツ時天満樋之上町会所揃ひ、夕廻り者七ツ時北浜式丁目会所揃ひ、且夜更兩度之見廻り者東西町廻りニ而相心得候様、御連名を以及御掛合置候、右ニ付、同心中、惣代・手先キ之ものへ相達し、夕廻り之方支度申付置候、其御下役中江者御直達可被下候、此段得御意候、以上

十一月十六日

出方

廿日

朝 東 丹羽 角 河合
夕 西 山本 清原 渡辺
佐川

廿一日

朝 西 古屋 松浦
夕 東 八田 嘉来
増田
平山

廿二日

朝 東 八田 西 渡辺
夕 西 大森 平山 嶋田
野上

廿三日

朝 西 大森 河合
夕 東 丹羽 角 三宅
渡辺
市川

東西町廻り

御役人中様

同盗賊方

役人

大坂北組惣代の盗賊方仮役中の記録について

松 和泉守殿御当着ニ付、御逗留中日々御旅館近辺之儀、夜更兩度つ、御出役有之候様致度存候、当方ハ朝夕兩度つ、致出役候、此段得御意候、以上

十一月十六日

一右本文之御立会御掛合有之候処、薩州公屋敷外廻り同様御立会之姿ニ而、御一方限御見廻り相成候、尤道筋者其時々相變り委細者牢屋敷一件袋ニ留記有之候事

但、御手札ニ者不及候

右出役ニ付

一御定詰御下役中江申上ル

一弁当方加納屋弥右衛門江達ス

一木戸長吏江達ス、但会所者木戸も申遣ス

一小仕江も同様達ス

一右出役之節、最初武林栄三郎罷出、緒事取計候事

(14) この「若キ者」は、四ヶ所長吏手下の「若キ者」ではなく、惣会所の「若キ者」(惣代の補助者)を指すものと考えられる。

(15) 宮本又次「大阪北組惣会所の年中行事」(「近世なにわ商人の風習と年中行事」文献出版、一九八八年、一八四頁以下、「大阪の研究」第五巻初出)。

(16) 町奉行所の指揮命令系統において、惣代は、奉行所と四ヶ所長吏或いは役人村との接点に置かれていた。たとえば、穢多村から町奉行所に願書が差し出された際、惣代(目安方)が取次いだ。

「世四 穢多村願・断之事

一 当番所江差出候穢多村願・断等者、都而当番宛ニ而、当番惣代取次可差出、其上ニ而可被申聞候、尤右留書ハ、惣代詰所帳面ニ為記可被申事

但穢多村ニ而も、僉儀有之落着申付候歟、又者金銀出入等ニ而、対決之上申渡濟候分ハ、外之訴事ニ而も入組候儀者、当番所又者於掛役所ニ、留書可為致事

一 御仕置者等有之節、相遣候右村々有之鋤歟、仕置願出候節者、古金屋年寄江相違候様、当番惣代江可為申渡事」(「摂州西官邸裁判至要」国立公文書館内閣文庫所蔵)

〔付記〕 佐古慶三教授収集文書の閲覧にあたって、大阪商業大学商業史博物館の学芸員ならびに職員の方にご高配いただいたことをここに明記し、深謝申し上げます。

〔史料〕

吟味方御免、東西御立会姿ニ而山本吉之助殿を以被仰

渡候

1 盜賊方仮役中到来物控并ニ諸進物扣

戊十二月

一金五拾疋

〔表紙〕

〔嘉永三戊年十一月

盜賊方当分仮役江
もの江為御褒美被下之

盜賊方仮役中到来物控

并ニ諸進物扣

同

一金五拾疋

磯矢頼母殿を為
歳暮為御祝儀到来

嘉永三戊年十一月十七日

一 盜賊方御役所を被召罷出候処、御役所御用多二付、当

同

一金五拾疋

八田五郎左衛門殿を右

分仮役申付候段、磯矢頼母殿被仰渡候事

武林栄三郎

載永（花押）

同断到来

嘉永四亥年五月廿四日仮役御免

同年十二月朔日仮役被仰付候

同

一金五拾疋

丹羽定治郎殿を右

嘉永五子年閏二月日仮役御免

同年五月十一日仮役被仰付候

同断到来

嘉永六丑年七月十二日定仮役被仰付候

同
一玉子三十入笥籠

若キもの与八殿

松蔵殿

清七殿

手前若キもの

儀助と到来

ノ

同
一皮花緒草り式足

長吏小頭と到来

ノ

同
一銀式匁

牢屋敷と引廻し
出役人足賃銀受取

ノ

同
一同三十入笥籠

嘉納屋弥右衛門と
到来

ノ

同
一同六拾四匁

是者十一月廿日と
廿三日迄朝夕兩度

出役

御老中松平和泉守殿当表

御巡見御着坂御旅館御見廻

り之節、人足賃并支度代受

取、右之内十六匁若キもの

渡ス

同
一高野とうふ五十

小仕三人と

卯之助

定助と到来

久八

亥年春

同
一〇寒切手式杖

江戸屋孫七と到来

ノ

同
一銀百疋
同
一銀五十疋若キもの

同

同
一銀式匁

北浜組拾五丁組通達年番
北浜巷丁目 大豆葉町

呉服町

〔鑄〕「銀老匁若」

〔鑄〕

〔注〕一同式匁

〔鑄〕「右同断」

〔注〕一同式匁

〔鑄〕「右同断」

一同式匁

〔鑄〕「銀式匁若」

〔鑄〕

一同式匁

〔鑄〕「同老匁若」

〔鑄〕

一同式匁

〔鑄〕「同老匁五分若」

〔鑄〕

一同老匁五分

〔鑄〕同老匁若

道修町式丁目

丁代次助

道修町

三丁目

道修町

四丁目

道修町

五丁目

古手町

道修町老丁目

〔鑄〕

一銀式匁

〔鑄〕「銀老匁若」

五分

〔注〕一同五匁

〔鑄〕一銀式匁式分

〔鑄〕一同五匁

〔鑄〕子改三匁

〔鑄〕若 式匁

平野町
三丁目

津村中之町

同 東之町

同 北之町

同 西之町

浜町

道空町

江戸堀五丁目

土佐堀式丁目

湊橋町

年寄

玉沢町

麴町

權屋町

道空町

山田町

ノ

銀壹兩

一銀壹兩

銀貳匁若

注一同貳匁

一同六匁五分

銀四匁三分若

一同貳匁

瀬戸物町

京町堀老丁目方
同 六丁目迄
丁代中

枉町

箱屋町

豊嶋町

釘屋町

三右衛門町

舟坂町

阿波町

奈良屋町

ノ

海部堀川町

一同貳匁

銀貳匁若

子若貳匁

新天満町

新靱町

百貫町

一銀壹兩也

銀三匁若

一同貳匁

同壹匁五分若

銀五匁

一同貳匁五分若

新天満町

長町六丁目方
同 九丁目迄

和泉町年寄

下阿辺宗純

聚楽町

粉川町

神崎町

駿河町

江戸町

ノ

同式匁

唐小間物屋
改役

同壹兩

角座本
市川龜太郎

同壹兩

同壹兩

中座本
中村駒之助

同壹兩

一銀式匁

若太夫座本
市川国松

「銀若」

同式匁

筑後座本
片岡政太郎

同四匁

中船場町
淡路町切丁

同壹匁五分

道修町壹丁目

二重付

同式匁

丹波屋萬作

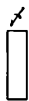
同式匁

同式匁

同式匁

新淡路町

同壹匁



二月廿四日
一鑿節五本壹連

子年頭

同壹匁

同壹匁

同壹匁

同壹匁

同壹匁

同壹匁

同壹匁

同壹匁

同壹匁

同壹匁

御靈社

神主

細井頭藏様盜賊方
定助役掃役被仰付候
ニ付到来、但シ進物遣ス

百貫町

福井町

籠屋町

家根屋町

茶染屋町

小右衛門町

兵庫町

北組質方
南組質方
手代三人

亥年歳暮到来

一 玉子三十入巻籠

若キもの三人ち

一同 三十入巻籠

小仕中

一 高野とうふ五十

嘉納屋弥右衛門ち

一 牛房 巻把

江戸屋孫七

亥

五月二百分

一金貳百疋

大森様大須賀様ち

役替祝義到来

嘉永五子年中元前ち

中元祝義到来

一 練羊寒 巻棹

是者暑中御見舞也

役木戸儀一郎

一 白砂糖 巻口

天満長吏作次郎

一 かんひやう 一把

道頓堀一九郎

一 素麴 廿五把

江戸屋孫七

一同 三十把

加納屋弥右衛門

一 はじかみ大巻把

天満長吏

小頭

一 大千するみめ十枚

一同

一 銀七匁

一 銀三匁

一 銀貳匁

嘉永五子年八朔

一金百五十疋

一金百五十疋

一金百疋

金五十疋若キもの

一 銀貳匁

銀巻匁若キもの

一 銀巻匁五分

同巻匁右同断

一 銀貳匁

同式匁同断

役木戸伊助

役木戸儀一郎

三商方組頭 三封 手代

御霊社神事出役

挨拶到来

稻荷社右同断

東西盜賊方御褒美
被下之

磯矢様八田様丹羽様
夫々隔通ニ而被下之

北浜通達年番

大豆葉町

呉服町

道修町巻丁目

丁代

道修町四丁目

一 銀貳匁

同 老匁同断

一 銀貳匁

同 老匁五分同断

一 銀貳匁

同 老匁五分同断

一 銀貳匁貳分

同

一 銀三匁

同 貳匁同断

一 銀壹匁
同 貳匁若キもの

道修町五丁目

古手町

平野町三丁目

江戸堀五丁目
土佐堀貳丁目
湊橋町

玉沢町

麴町

權屋町

道空町

山田町

京町堀老丁目
同 六丁目迄
丁代中

一 銀六匁五分

一 銀貳匁

一 銀壹匁五分

一 銀壹匁五分

銀貳匁若もの右三町迄

一 銀貳匁

銀壹匁五分若もの

一 銀五匁

銀貳匁五分同断

一 銀貳匁

一 銀貳匁

奈良屋町

枉町

箱屋町

豊嶋町

釘屋町

三右衛門町

船坂町

阿波町

新天満町

百貫町

新靱町

和泉町年寄

下川辺宗純

聚楽町

粉川町

神崎町

駿河町

江戸町

唐小間物や仲間改役

新淡路町

銀壹匁五分同断

壹箱

一 銀壹匁五分

北組 質方手代
南組

一 天王寺かぶら三十

天王寺長吏方

一 銀三匁

天満質方

一 同干かぶら 三十

道頓堀長吏

脇沢伝兵衛
奥村治兵衛

一 玉子三十入壹籠

小仕卯之助

一 銀三匁

三 郷道具方組頭

一 玉子三十入壹籠

役木戸伊助

一 銀三匁

三 郷道具方手代

一 守口大根壹把

天満長吏

一 銀六匁

三 郷古手方組頭

一 鋤 壹本

道頓堀長吏



嘉永五子年寒中并歳暮到来

一 銀壹匁

天満質方 脇沢伝兵衛様
奥村治兵衛様

同小頭

茂兵衛

一 銀三匁

三 郷古手方手代

藤田長吏

一 銀貳匁

三 郷道具方組頭

四ヶ所

長吏

一 銀貳匁

同断手代

同断

一 蒸菓子十五入

役木戸儀一郎

一 白砂糖壹匁

天満長吏

作次郎

一同式匁

道修町式丁目

同卷匁五分

丁代次助

盗賊方

一同式匁

道修町三丁目

若キ中

若卷匁五分

江戸屋孫七

一同式匁

同 五丁目

加納屋弥右衛門

同卷匁

東西御褒美被下之

一同式匁

古手町

同断別段被下之

同卷匁五分

道修町卷丁目

同断毎々夜ニ入骨折被下之

同卷匁

東別段被下之

一同式匁

平野町三丁目

東御上役様歳暮御祝義被下之

同卷匁五分

西御上役様同断被下之

一同式匁式分

江戸堀五丁目

被下之

若なし

土佐堀式丁目

嘉永六丑年頭

一同三匁

湊橋町

一金百疋

北浜拾五丁組

若式匁

玉沢町

若金五拾疋

通達年番

權屋町

大豆葉町

麴町

一銀式匁

呉服町

道空町

同 卷匁

一銀卷兩

山田町
京町堀卷丁目

若式匁

同 六丁目迄

一同五匁

聚楽町

一同六匁五分

枉町

同式匁五分

粉川町

同四匁二分

箱屋町

神崎町

豊嶋町

駿河町

釘屋町

江戸町

三右衛門町

一同式匁

唐小間物屋
改役

船坂町

同なし

角芝居座本

阿波町

一同四匁三分

市川龜太郎

奈良屋町

同式匁

中芝居座本

一同式匁

海部堀川町

一同四匁三分

中村駒之助

若なし

同式匁

新淡路町

一同式匁

新天満町

一同式匁

上福嶋村

若なし

同壹匁五分

庄屋中

一同壹匁五分

百貫町

一同三匁

福井町

若なし

同式匁

籠屋町

新天満町

一同四匁三分

茶染屋町

若式匁

若式匁

小右衛門町

新鞆町

兵庫町

一同式匁

和泉町年番

若壹匁五分

下河辺宗純

一同拾匁
同六匁

佐渡嶋町
瓢箪町
吉原町
新堀町
新京橋町

一松魚 十
一羊羹 壹棹

同 利三郎
同 儀一郎

一金五拾疋
同なし

長町宿屋
年番

一砂糖 壹□

天満長吏
作次郎

一銀六匁
同三匁

三郷古手方
組頭中

一はじかみ 壹把

同 小頭

一同六匁
同貳匁

三郷道具方
組頭中

一そうめん 廿五把

江戸屋
孫七

一同四匁三分
若三匁

天満組質方
協沢伝兵衛
奥村治兵衛

一同 三拾把

加納屋
弥右衛門

一同壹封

南組北組

一金百疋

長町年番
署中見舞

一同六匁

質方手代
三郷道具方

一銀七匁

外金五拾疋つ、
五節句
三商方中ち

若貳匁

手代

嘉永六丑年中元

干するめ
菓まんちう十

役木戸

伊助

嘉永六丑年八朔到来
同七寅年々頭八朔到来

○一金百疋

○若金五拾疋

北浜拾五丁組
通達年番
北浜式丁目
寅年頭
合印
未同断

一銀貳匁

○一銀壹匁五分

○一銀貳匁

一銀壹匁五分

瀬戸物町

百貫町

新天満町

新靱町

○一銀貳匁

○若壹匁五分

○若貳匁

新淡路町

新天満町

新靱町

百貫町

瀬戸物町

○一銀四匁三分

○若三匁

○一銀四匁三分

若なし

長町六丁目
九丁目迄四丁中

松屋清兵衛

○一銀貳匁

若壹匁五分

○一銀壹匁

若なし

○一銀四匁三分

○若貳匁

古手町

唐小間物屋
仲間改役

福井町

籠屋町

家根屋町

茶染屋町

小右衛門町

兵庫町

道修町壹丁目寅年頭

壹匁五分

同貳丁目

同三丁目

同四丁目

同五丁目

○一銀貳匁

○若貳匁

○一銀貳匁

若老匁

○一銀貳匁

○若老匁五分

○一銀貳匁

○若老匁

○一銀四匁三分

○若老匁

○一銀四匁

五

○若老匁

三

○一銀六匁五分

○若四匁三分

平野町老丁目 保改 保改

吳服町 保改 保改

京町堀老丁目 保改 保改

五六丁目迄六丁中

玉沢町 寅年頭五匁

麴町 三匁

權屋町 保改 保改

道空町

山田町

船坂町二

奈良屋町七

箱屋町三

枉町四

阿波町八

豊嶋町五

釘屋町一

三右衛門町六

○一銀貳匁貳分

若なし

○一銀貳匁

若なし

○一銀四匁三分

若老匁

○一銀四匁三分

若老匁

○一銀四匁三分

若老匁

○一銀十貳匁九分

若六匁

○一銀六匁

若四匁

○一銀壹封

若老匁

○一銀壹封

若老匁

若老匁

道空町

江戶堀五丁目 保改 保改

湊橋町

土佐堀貳丁目

海部堀川町 保改 保改

中芝居 保改 保改

座本 保改 保改

三郷道具方 保改 保改

手代 保改 保改

三郷道具方 保改 保改

組頭 保改 保改

三郷古手方 保改 保改

組頭 保改 保改

天満質方

脇沢伝兵衛 保改 保改

奥村治兵衛 保改 保改

北組質方 保改 保改

手代 保改 保改

南組質方 保改 保改

手代 保改 保改

手代 保改 保改

手代 保改 保改

手代 保改 保改

○一銀拾匁

○若六匁

佐渡嶋町

瓢箪町 〔探取〕

吉原町

新堀町

新京橋町

若なし

又市 〔探取〕

八月七日

○一銀拾四匁

○若拾匁九分

西高津新地 〔探取〕

壹丁目九丁目町中 〔探取〕

○一銀四匁

○若三匁

津村北之町

同 東之町 〔探取〕

同 中之町 〔探取〕

同 西之町

○一金百疋

○若四匁三分

長町宿屋 〔探取〕

年番 〔探取〕

○一銀三匁

○若式匁

上福嶋村 〔探取〕

庄屋中 〔探取〕

○一銀四匁

○若三匁

中船場町 〔探取〕

淡路丁切町 〔探取〕

○一銀四匁三分

○若式匁

角芝居 〔探取〕

座本 〔探取〕

○一銀式匁

○若老匁

御橋請負 〔探取〕

塚口屋 〔探取〕

重三郎

○一銀老匁

寅年頭方

与左衛門町 〔探取〕

〔探取〕

○一銀四匁三分
○若当百老枚
一銀三匁

江戸堀
米仲買 〔探取〕
相模屋

○一銀式匁

若なし

筑後芝居 〔探取〕

座本

○一銀式匁

○若老匁五分

和泉町 〔探取〕

年寄
下河辺宗純

○一銀式匁

若式匁

丹波屋万作 〔探取〕

曾根崎村 〔探取〕

一銀四匁

若四匁

神崎町

粉川町

駿河町 〔探取〕

江戸町

下宿仲間

寅年頭と

○一銀壹匁五分

若壹匁

撰河北在之

天満質方

寅年頭と

○一銀貳匁

若壹匁

北組南組付

撰河在之質方

寅八朔と

○一銀四匁三分

○若三匁

入札六組

同

○一銀壹匁五分

若なし

灰屋仲間

年行司

同

○一銀貳匁

若なし

江戸積酒并諸

荷物廻船問屋

年行司

同

○一銀貳匁

若なし

油町組毛綿仲間

年行司

同

○一銀壹封

壹匁五分

安政二卯年中元

一 一そうめん

三十 廿五把

一同

六十五 五十把

一 干するめ

十 壹把

一 一そうめん

五十把

一 一そうめん

五十把

一 白砂糖

壹斤

一 金百疋

戌十二月

江戸三度飛脚

仲間年行司

江戸屋孫七

役木戸利三郎

同 伊助

加納屋弥右衛門

天満 長吏作治郎

役木戸長兵衛

小仕仙太郎

若キもの

四人江歳暮祝義遣ス

同

一 銀拾貳匁五分九厘

一 廿五匁八分

小仕卯之助

銀六兩代

定 助江

一 十五匁六分四厘 江戸屋孫七へ

金百疋代

祝義

一 廿壹匁五分

嘉納屋弥右衛門

銀五兩代

門へ祝儀

六拾貳匁九分四厘 村上江渡ス

五割

村上和一郎

假 細井顯藏

岡嶋嘉次郎

中嶋喜久治

假 武林栄三郎

同

一 銀拾貳匁八分

人足賃錢

江戸屋孫七払

二月廿三日

亥年春

一 細井顯藏様定助役
掃役被仰付候ニ付到来

もの有之ニ付差送り

十二月

一 銀拾三匁九厘五毛

小仕中江戸屋孫七

加納屋弥右衛門江夫々

到来物有之為祝儀

差送ル

亥五月二日

一 銀拾貳匁八厘

大森様大須賀様

御役替進物割

中嶋渡ス

同十二月

一 銀拾貳匁九分

若キもの江差贈ル

子年春

子十二月

一 銀六拾七匁四厘七毛

御組夫々歳暮御祝義

差贈候割中嶋渡ス

同

一 銀廿四匁九分二厘

巷々年中諸進物之□

奥村治兵衛殿江渡ス

同

一 銀拾貳匁九分

若キもの江差贈ル

⑬「八朔なし」と書かれている。

2 (三郷惣代心得違愼之事請書控)

一 東地方御役所江三郷惣代不殘御呼出有之、左之通被仰渡候旨、朝岡助之丞殿与惣年奇心得迄ニ為御見有之候

三郷

惣代

其方共儀、三郷町中も可相勤御役所用向を弁利之ため、町々給銀申請取扱候身分之ものニ候処、其趣意取失ひ、身分不相応之奢ケ間鋪義有之趣相聞、其上奉行所も申付置候役人與心得違居候もの茂有之哉、町家之者共江対し挨拶柄又者会釈等法外成もの茂間々有之、如何之事ニ候間、以来者給銀請候町々之惣代与申趣意相弁、勤方相改、勿論権威ケ間敷儀無之様諸事相愼、尤町人共江対し失礼無之様可心付候、自然此上心得違之者有之候

ハ、糺之上、急度可令沙汰候

申六月

右之通、天明八申年被仰渡候処、年月相立候付、

自然不心得之ものも可有之哉、此度質素節儉被仰

出候付、旁右被仰渡之趣、無違失相守、身分相愼

精勤可致旨、無急度被仰出候付、此段相達候

丑十月

右之通被仰渡、一同奉畏候、以上

天保十二年辛丑年十月

北組惣代

内海 武右衛門

内海 武十郎

中嶋 大藏

中嶋 喜久治

山香 幸助

小橋 辰平

田中 彦五郎

武林 仁助

森本 亀十郎

南組惣代

矢野 庄七

矢野 房五郎

林 才二

林 富五郎

岸田 礼助

村上 和一郎

後藤 小左衛門

中村 市右衛門

天満組惣代

細井 林藏

細井 金藏

山田 作右衛門

小林 淳藏

岡嶋 嘉次郎

3 御役記

(表紙)

〔御役記〕

武林

(朱筆)〔注〕以下、とくに断らない限り、「」は朱筆である。

〔四番初〕

北組

〔老分〕

〔嘉永二酉年六月病死〕 中嶋大藏

〔嘉永二酉七月御免〕

水帳方

〔右同断〕

御本陣掛り

〔右同断〕

宿割方

〔嘉永元申〕

御案内方

〔嘉永二酉七月御免〕

囲米掛り

〔右同断〕

西御迎方

〔嘉永元申三月蒙〕

遠国方

〔同二酉七月御免〕

〔四番初嘉永三戊五月改メ〕

〔巻番末〕

北組

〔嘉永二酉六月ヨリ〕

老分

山香幸助

〔嘉永二酉十月御免〕

欠所方

〔嘉永二酉七月蒙〕

同年十月御免

御本陣掛り

〔嘉永二酉七月御免〕

御案内方

米切手掛り

紅毛人掛り

〔同戌八月蒙ル〕

寺社方

御案内方

御石方

水帳方

〔右同断〕

囲米掛り

〔同年十月蒙〕

御本陣掛

〔右同断〕

宿割方

〔嘉永三戌蒙ル〕

遠国方

〔菅番未嘉永三戌五月改メ〕

助所

北組

〔当役廿四年余勤功〕

依之褒美銀壹匁

被下候事

嘉永三戌年五月免

〔嘉永二酉九月病死〕

小橋辰平

盜賊方

〔右同断〕

右十月御免

宿割方

〔八番初嘉永三戌五月改メ〕

北組

〔七番未〕

文政九戌年三月

〔付差〕

田中彦五郎

御案内方〔未年四月改〕

吟味方

流人方

火事方

唐物方

水帳方

御本陣掛

兼宿割方

米切手掛

近海掛

酒造掛

御案内方

遠国方

寺社方

流人方

近海掛

〔七番初〕

未嘉永三戌五月改メ

北組

〔嘉永三戊七月病死〕内海甚内

〔巻番初〕

北組

〔嘉永二酉年五月病死〕森本源吾

吟味方

火事方

御案内方

〔弘化四未九月御免〕

目安方定助役

〔右同年同月蒙ル〕

目安方本役

〔嘉永二酉七月御免〕

証文方

〔右同断〕

〔右七月御免〕

北組

天保六年未年十月カ

〔見習〕

北組

山香作治郎

〔家督ヨリ
四番 助所〕

〔嘉永二酉年八月家督〕

中嶋喜久治

〔嘉永二酉七月御免〕

吟味方

〔弘化四未九月蒙〕

流人方

〔付差〕

〔未四月改
酒造方〕

目安方定助役

〔右同断〕

嘉永二酉七月御免〕

火事方

御案内方

御案内方

盜賊方

証文方

〔嘉永二酉七月蒙ル〕

盜賊方定飯役

〔同年六月蒙ル〕

西御迎方

〔四番未
初嘉永二酉七月カ初被成〕

北組
弘化四未年八月カ

〔同三戊五月御免〕

盜賊方定助役

武林栄三郎
改栄左衛門

〔嘉永元申二月蒙ル〕
〔嘉永三戊五月御免〕

未濟方

〔嘉永四〕 亥十二月朔日蒙ル
〔嘉永五〕 子閏二月廿五日免

右同断

〔嘉永三戊五月蒙ル〕

目安方定助役

〔嘉永五〕 子五月十三日蒙ル
〔嘉永五〕 十一月廿二日日本役委藏

右同断

〔同〕 八月御免

〔嘉永五〕 子十二月廿二日蒙ル
〔嘉永五〕 子十二月廿二日蒙ル

〔御案内方 仮役〕
〔流人方 仮役〕

〔同断〕

証文方同

〔見習〕

北組

退身

田中松三郎

〔同年戊八月蒙ル〕
丑七月御免

吟味方

※以下、余白の都合で
末尾に掲載。

嘉永六丑七月蒙

盜賊方定仮役

〔嘉永三戊五月蒙ル〕

未濟方

〔安政二卯年十二月蒙ル〕
〔定仮役御免〕

盜賊方定助役

目安方定助役

〔安政三辰年〕
四月廿九日蒙ル

御案内方

証文方同

酒造懸り

証文方

〔見習〕

北組

※〔嘉永元〕 申十二月晦日蒙
〔嘉永二〕 酉二月御免

目安方当分仮役

〔七番未〕

〔嘉永元年申年二月〕
〔嘉永三戊九月家督〕

〔嘉永二〕 酉十二月朔日蒙

右同断

未年四月改

内海龍二郎

〔嘉永三〕 戊七月廿五日蒙

目安方

吟味方

改武右衛門

〔嘉永三〕 戊七月廿五日蒙

火事方仮役

火事方

〔嘉永三〕 戌十一月十七日蒙
〔嘉永四〕 亥五月廿四日御免

盜賊方仮役

〔七番未〕

北組

〔目安方定助役
証文方〕

未年四月改
盗賊方定仮役

〔嘉永三戌九月家督出勤〕

小橋宇作
改五三郎

〔嘉永四亥正月御免〕

水帳方

〔同断〕

国役方

〔同断〕

米切手掛り

〔嘉永三戌八月御免〕

琉球人掛り

〔壹番初〕

未年四月改

火事方

目安方

証文方

北組

〔嘉永三戌十月家督出勤〕

森本安五郎

〔嘉永四亥正月御免〕

寺社方

〔嘉永三戌年御免〕

遠国方

〔式番未〕

南組

文化七年六月乙

未年四月改

未濟方

嘉永六丑年五月乙

山香三作

〔嘉永四亥正月乙〕

老分

安政六未年三月乙

武林栄三郎

未年四月改

国役方

林 才二

〔式番初〕

南組

〔老分〕

矢野庄七

宿割方

〔嘉永四亥二月蒙ル〕

御用金掛り

水帳方

〔嘉永三戌年
五拾年依勤功御褒美
金五拾疋頂戴いたし候

嘉永四亥年正月病死〕

米方掛り

〔同断〕
寺社方

米切手掛り

越年米掛

紅毛人掛り

遠国方

〔嘉永四亥正月御免〕唐物方

欠所方

東御迎方

〔五番末〕

酒造掛

御案内方

御用金掛り

囲米掛り

相撲闔取掛り

唐物方

目安方

証文方

御石方

流人方

〔嘉永二酉十月蒙ル〕欠所方

〔同三戌五月蒙ル〕西御迎方

南組

文政七申四月乙

岸田礼助

〔八番初〕

〔嘉永三戌八月蒙ル〕

未濟方

吟味方

遠国方

米切手掛

囲米掛

御案内方

盜賊方

流人方

火事方

〔助所〕

南組

村上和一郎

〔五番初〕

南組

未濟方

御案内方

吟味方

〔弘化四未十一月御免〕

〔弘化四未十一月蒙ル〕

文政十一年九月乙

後藤小左衛門

酒造掛

唐物方

〔見習〕

南組

〔弘化四未八月病死〕

林富五郎

〔弘化四未九月御免〕

目安方

〔右同断〕

証文方

〔右同断〕

流人方

〔右同断〕

火事方

〔見習〕

南組

〔弘化四未年十月退身
後林房二下改名再勤〕

矢野房五郎

〔弘化四未十一月御免〕

吟味方

〔見習〕

南組

目安方

村上鉄蔵

証文方

〔嘉永元年申五月蒙ル〕

火事方

〔見習〕

南組

〔弘化五申年二月病死〕

山田新治郎

〔弘化五 二月御免〕

目安方

〔右同断〕

証文方

〔見習〕

南組

弘化四未年十二月ろ

矢野幸三郎
改証七郎

〔嘉永二酉七月蒙ル〕

未済方

〔嘉永三戌八月御免〕

〔同三戌八月蒙ル〕

〔同断〕

目安方定助役
証文方同
火事方

〔見習〕

南組

〔嘉永二酉七月蒙ル〕

吟味方

嘉永元年申四月ろ

林房二

一流人方

改量吉

〔右同断〕

米切手掛り

目安方
証文方

嘉永四亥年九月
後藤蔵次郎

〔右同断〕

川崎御蔵掛り
寺社方

目安方定助役
証文方同
火事方

嘉永五子年六月
山田貞七

〔右同断〕

遠国方

酒造掛
御案内方
目安方
証文方
火事方

嘉永六丑年二月
村上孫次郎

〔助所〕
〔嘉永二酉年七月
六番初〕

天満組

細井頭蔵

〔三番初〕

天満組

〔老分〕

細井瓊助

〔右同断〕
〔右同断〕

御本陣掛り
宿割方

〔嘉永元申年三月五十年
依勤功御褒美金五百疋
頂戴いたし候〕

〔嘉永元申三月御免〕

水帳方

〔嘉永二酉七月蒙ル〕
〔嘉永三戌八月蒙ル〕

川崎御蔵掛り
遠国方
琉球人掛り

〔右同断〕

御本陣掛り

〔助所〕

天満組

〔右同断〕

宿割方

「嘉永三戌十一月病死」岡嶋嘉次郎

天満組

「嘉永二酉七月御免」

盜賊方定仮役

嘉永四亥年六月

「同年酉七月蒙ル」

同 定助役

辰冬に御番

「右同断」

火事方

細井盃太郎

「三番末」

天満組

改金蔵

「弘化四未九月御免」

未濟方

小林謙之助

「右同断蒙ル」

目安方定助役

三郷扶持銀并二年頭八朔礼銀御役徳銀高

「嘉永元申二月御免」

目安方

一銀貳貫七百八拾貳匁四分

北組老人分

「右同断」

証文方

一 同三貫三百目四分五厘

卷ヶ年扶持銀

「同二酉七月蒙ル」

火事方

一 同三貫三百目四分五厘

南組老人分

「見習」

天満組

右同断

「弘化四未十一月蒙ル」

未濟方

一 同貳貫四百四拾六匁四分

天満組老人分

「嘉永二酉七月御免」

未濟方

一 同八百六拾六匁六分

三郷共老人分

「嘉永二酉七月蒙ル」

目安方定助役

一 同八百六拾六匁六分

年頭八朔卷ヶ年分

「嘉永三戌五月御免」

目安方定助役

一 同八百六拾六匁六分

但三郷平均受納仕候儀ニ御座候 礼銀

一同百八拾貳匁六分 右同断諸仲間之分

内百三拾三匁相減申候

當時本又銀高百八拾貳匁六分之内貳拾六匁貳分

受用仕、余者相減申候

諸御役之分一ヶ年受納高

一 銀壹貫三百目程 北組水帳方

内八拾目程諸仲間ニ而相減申候

一 同壹貫四百目程 南組同

内八拾目程諸仲間ニ而相減申候

一 同八百目程 天満組同

内八拾目程諸仲間ニ而相減申候

一 同三百目 国役方

為御役料煮壳株料

一 銀六百五拾目被下置候処 御案内方

右株御差免相成申候

御旅宿有之候節其御役人様方

一 御目錄被下之并ニ為骨折料 御本陣掛

金三百疋受納仕候

御用宿被仰付候度每其町ニ寄

一 右御宿取調候者江銀壹両 宿割方

到来仕候

一 銀六拾目程

一 受納もの無御座候

一 銀六拾目程

一 同二百目程

一 銀壹貫拾匁程

内百八拾目質屋小道具屋古手屋右三組御差止ニ

付相減申候

一 同七百目程

内百九匁八分右同断

一 同四百目程

内九拾七匁右同断

一 受納もの無御座候

一 銀百貳拾目程

一 受納もの無御座候

一 銀百拾匁程

一 同四百目程

當時唐葉屋名前替之節之銀貳匁宛到来仕候、此合銀難差定候得共、平均四拾目計御座候

寺社方

遠国方

北組吟味方

南組同

盜賊方本役

同 定助役

同 定仮役

御石方

目安方

証文方

唐物方

一 銀四拾目程

米方掛り

當時米仲買加入代替り等之節之銀壹兩又者三匁
到来仕候、此合銀難差定候得共、平均式拾式匁
程御座候

一同拾式匁九分

米切手掛り

一 受納もの無御座候

囲米掛り

一 右同断

御用金掛り

一 右同断

川崎御蔵掛り

一 右同断

琉球人掛り

一 紅毛人芝居見物仕候節者

紅毛人掛り

一金百疋到来仕候

一 閨取相済候節銀壹兩到来仕候

相撲閨取掛り

一 受納もの無御座候

金錢掛り

一 御料嶋江御遣し之節者

流人掛り

一金百疋請負之節到来仕候

一 受納もの無御座候

小買物方

一 出火毎火元町ち銀壹兩ち

一 三匁、類焼町ち三匁より

火事方

一 式匁程宛到来候

一 欠所家御見分之節其町内ち

欠所方

金式朱ち三匁迄之内到来仕候

外二道具方年寄惣代ち年頭八朔暑寒二
銀式拾四匁程到来仕候処、當時相減候

一 受納もの無御座候

未済方

為御手当者売株料

一 銀六百目被下置候処、右
株御差止メ相成申候

御迎方

右者天保十三寅年御改革ニ付、書上候扣ニ候事

但、惣年寄受納高茂翌卯年二月御尋ニ付、書上候

由候事

尔時弘化四丁未歳八月改正

武林栄三郎載永

4 改名御届覚書

(表紙)

〔安政五戊午年十二月五日〕

改名御届覚書

武林栄左衛門

戊午十二月五日

一自分儀今日栄左衛門与致改名候、依之即日左之通

向々御届申上候事

一俸定一儀栄三郎与致改名候事

一西御役所江罷出、先格之通御用人岡本三五郎殿を以

御届申上、御帳場江も御届申上候事

一西調方・寺社方・川方・地方・遠国方・勘定方・吟

味方・盜賊方・御金方・目安方御役所并御当番御役

所与力衆江手札を以御届申上候事

一東御役所江罷出、先格之通御用人吉川源大夫殿を以

御届申上、御帳場江も御届申上候事

一東諸御役所江も前同様御届申上候事

一月番惣年寄薩摩屋小伝次宅江罷越、改名之趣手札を

以申届、一同江相達被具候様申入置候事

一方格惣会所江改名之旨、若きもの喜兵衛を以手札差

遣候事

一同役一同江左之通、廻文を以相達候事

上半紙二而打掛ケ

上ハ替

各様

栄三郎改名

武林栄左衛門

以手紙啓上仕候、甚寒之節御座候処、各様弥

御安全被成御座、珍重奉存候、然者私儀今般

栄左衛門与改名仕候間、此段御承知可被下候、

右御届得貴意、此斯御座候

栄三郎改名

十二月五日

武林栄左衛門

方格

同役中殿

追而乍御面倒御順達可被下候、奉頼上候、以

上

右同断

合巻通

南組

天満組

同役中殿

一若きもの一同江改名之趣申通具候様、老分宗七江通

達之儀、喜兵衛江申聞置候事

一手札左之通

東西御用人衆
御帳場

惣代栄三郎改名
武林栄左衛門

諸御役所向

栄三郎改名
武林栄左衛門

惣年寄惣会所
若キもの達

栄三郎改名
武林栄左衛門

右之通ニ候事

十二月五日賀
大明日吉祥

武林トシヒサ載永

5 乍恐内々歎御願 (控)

(朱筆)
「惣代」

乍恐内々歎御願

一私共儀、元和年中も御奉行所江相詰御用向相勤、連綿相統仕居候段、冥加至極難有仕合奉存候、然ル処

大坂北組惣代の盜賊方飯役中の記録について

近年引統諸色追々高価相成、賄方難取統、難泐仕候付、扶持銀増方奉願度、旧年右等之御沙汰被為在候書類も相見候間、其心取を以組々惣年寄迄、去々子年十一月書付を以申立候処、願上三者不相成、郷之勘定年番町年寄共江相下々、右方ニ而之談判ニ任せ、去丑六月助成銀相渡與候得共、中々引足兼、物価者彌増沸騰仕候付、猶又度々相歎申立候処、近年郷入用も莫大之出高ニ付、引足候程之増方取計も相成兼候趣ニ而別冊之通、追々請取居候得共、右銀高ニ而者當時米価而已ニも不引足、素ら兼而余分の手当も無之、微身之者共忽手支困窮切迫仕、在来之着類等売払又者内職等仕、是迄漸相凌来、此上当節之模様諸物価容易ニ引下り候様ニ者無御座候間、益立行兼候儀与深心痛仕罷在、前書扶持銀之儀者、昔年米壹石ニ付、代銀五六拾目迄、其余之諸品至而廉価之時代、錢壹貫文も銀拾匁以下替之頃、安暮之宛行定来候儀与奉存、右請取方之儀者、郷々ニ而一ヶ年度々ニ割合日数を以、町々役高ニ応シ打銀高書付為持遣、惣

会所江持參仕、取集候儀ニ付、一時速ニ不相寄、別而去ル亥年大火後者類焼之町々出銀延引仕、殊ニ上町・玉造辺等ニ而者、前々ら滯勝ニ而近年右銀高之ニ割程者不參之俟ニ相成、此外年頭八朔礼物、北組・南組受用仕来候高之内、元禄年中已来天満組江者余内与唱、割合遣し一同平均程之銀高ニ割賦仕来候処、是亦右類焼町々等不參多相成候間、其後無余義余内相止メ罷在候儀ニ而、猶又近頃金錢相底も段々引上候付、諸物価多分金錢目ニ相成、旁以取賄方難洪至極仕候義ニ御座候、元来往古者御月番之御役所計リ当番之者日々相詰、其余者惣会所江も罷出候儀ニ而御座候処、御用多相成、御非番江も当番相詰、猶盜賊方始、目安方・吟味方等江も出勤仕候様被仰付、其外前々者臨時御用も度々相勤、他国江も差遣候ニ付、追年増人も被仰付候へ共、一同手明之者も無之様罷成候間、自ラ惣会所之方差支候故哉、惣年寄手元召仕候物書之者後年相増、私共者御役所而已之勤向ニ成行候者年久敷儀ニ而、自然与町々役義之者疎遠

ニ相成、平日御役所ニ而者兼々被仰出候通、随分相慎、町人江対シ横柄ケ間敷義者申ニ不及、成丈ケ心を用ひ取扱居候得共、御場所柄之儀ニ付、彼方ニ而者何となく相厭ひ、惣会所詰之者与及懇話候様ニ者難相成候間、前件増方助成等一ト通り惣年寄ら申下ケ候迄ニ而者十分之談判ニ至兼候事情ニ付、其辺深く勤弁仕、私共申合勘定町年寄宅江も毎々罷越、平ニ頼談仕候而、漸右迄ニ相及候義ニ而誠以歎息仕候、其上御役所相勤候ニ付、町方ニ而者何れ相応被下物も御座候様存取居候哉ニも相聞、此上如何程相頼候而も迎も増方之取計者相成不申与之儀、不得止事、右始末奉歎願候、右ニ付甚以奉恐入候得共、去ル寛政九巳年十二月山口丹波守御在勤中、格別之思召を以私共江御役所銀百貫目御貸下被成下、右を村々等江拝借為仕、利分之内被下置候処、文政年中迄ニ追々返上納之後者御貸下も相止、且又御迎方・御案内方相勤候者江為御役料煮元株之内被下置、株料受用仕候処、天保度御改革諸株御差止後者、年々為御手当

右株料之凡半高御役所ら被下置、雖有奉頂戴罷在候儀も御座候間、右等之例ニ准、方今之處出格之御憐愍ヲ以御仁救之御沙汰被下置候様、偏ニ奉願上候、就而ハ為冥加相応之御用向相勤候様仕度、近来地方御役所格別御繁務之御儀ニ付、聊御手先之御用、身分相応之義被仰付被下候ハ、出精仕度奉存候、何卒歎願之趣御許容被成下候ハ、御慈悲之程雖有仕合奉存候、以上

(慶応二年) 寅十二月

北組惣代

田 中 彦五郎 印
 中 嶋 大 藏 印
 武 林 栄左衛門 印
 小 橋 真 平 印
 森 本 安五郎 印
 山 香 三 作 印
 内 海 喜一郎 印

南組惣代

林 才 二 印
 岸 田 礼 助 印
 山 田 作右衛門 印
 後 藤 小左衛門 印
 矢 野 証七郎 印
 村 上 恒次郎 印

天満組惣代

細 井 謹 三 印
 岡 嶋 柳 蔵 印
 小 林 万三郎 印
 細 井 省五郎 印